

都内居住支援協議会の状況一覧(令和3年5月調査時点)

資料8

協議会名 設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、 生活相談を含めた総合相談窓口の実施について			
	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理 する事業者を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経 験者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数など について
東京都 居住支援協議会 2014年6月25日	住宅政策本部 住宅企画部 住宅政策担当部長 福祉保健局 総務部 企画担当部長	東京都の指定を受けた 居住支援法人(35法人)	(公社)東京都宅地建物 取引業協会 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部	(公社)東京共同住宅協 会 (NPO)日本地主家主 協会 (公財)日本賃貸住宅 管理協会(※居住支援 法人指定団体) (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(一財)高齢者住宅財団 (社福)東京都社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター	40区市 (※年度初めに 都内区市町村 にオブザー バー参加意向 調査を実施)	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進に関する情報の収集及び提 供その他の区市町村の居住支 援協議会の活動の支援に関す ること 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進に関する啓発活動その他の 住宅市場の環境整備に関す ること 3 その他目的達成のために必 要な事業	住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課 調査担当	・居住支援に係る学識経験者の講演、 活動事例発表等のセミナー開催(区市 町村向け、居住支援・不動産関係向け) ・居住支援協議会パンフレット 及び 賃貸住宅オーナー向けSN住宅登録促 進チラシの作成・配布 ・区市町村での居住支援協議会設立促 進・活動支援に向けた相談、上記以外 の情報提供(国の補助金申請にかかる 情報提供を含む)など ・セーフティネット住宅登録促進のため 登録支援の実施 ・都内区市町村居住支援協議会活動支 援補助金交付事業	・地域の住宅確保要配慮者に対してき め細やかな支援を行うためには、区市 町村が中心となって住宅行政・福祉行政と 居住支援に係る民間の関係団体が連携 して取り組むことが非常に重要である 中、連携の実例が増えつつある。 ・広域的な立場として区市町村協議会の 設立促進及び活動支援を行うことを目 的に、都の居住支援協議会を設立。 ・都内居住支援協議会の設置(25区市) が進み、新たな目標(2025年度までに区 市の3分の2以上)を据え、更なる設置に 向けた取組と併せて活動活性化に向け た支援が必要 ・構成員が増え、会の運営・準備に工夫 が必要であるほか情報発信・情報共有 の機会をどのように確保するか検討が必要	-	-	-	-
千代田区 居住支援協議会 2016年7月	保健福祉部 福祉総務課長 生活支援課長 障害者福祉課長 在宅支援課長 環境まちづくり部 住宅課長 子ども部 児童・家庭支援センター長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会千代田 区中央支部 (公社)全日本不動産 協会千代田支部	(社福)千代田区社会福 祉協議会 千代田区民生・児童委員 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター	(社福)千代田区社会福 祉協議会 千代田区民生・児童委員 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況 及び民間賃貸住宅市場に関す る情報等の共有 2 住宅確保要配慮者の円滑 な入居及び安心居住の支援並び に貸主及び民間賃貸住宅を管理 する事業者を行う者への不安 軽減等のための支援方法の協議 3 住宅確保要配慮者への居 住支援の実施及び各機関の連 携に関する協議 4 その他、設置目的を達成す るために必要な事項の協議	千代田区 保健福祉部 福祉総務課	・居住支援協議会開催	・他自治体と比較し、「住宅の供給量が 少ない」家賃が高額であるといった地 域特性が支援策検討の足かせとなっ ている。 ・住宅確保要配慮者の状況及び民間賃 貸住宅の市場動向に関する情報等を共 有するとともに、民間賃貸住宅を 活用した住宅確保要配慮者への効果 的な居住支援の推進を図るため設立	-	-	-	-
新宿区 居住支援協議会 2020年2月	地域振興部 多文化共生推進課長 福祉部 地域福祉課長 障害者福祉課長 地域包括ケア推進課長 高齢者支援課長 介護保険課長 生活福祉課長 保護担当課長 子ども家庭部 子ども家庭課長 男女共同参画課長 都市計画部長 都市計画部 住宅課長	ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建物 取引業協会新宿区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部新宿 支部	新宿区民生委員・児童委 員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業 者協議会 新宿区高齢者総合相談 センター (社福)新宿区社会福祉 事業団 (社福)新宿区社会福祉 協議会 新宿区障害者団体連絡 協議会	新宿区民生委員・児童委 員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業 者協議会 新宿区高齢者総合相談 センター (社福)新宿区社会福祉 事業団 (社福)新宿区社会福祉 協議会 新宿区障害者団体連絡 協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民 間賃貸住宅の賃貸人に対する 情報提供や支援に関する事 項 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進及び居住の安定方策に関す ること 3 住宅確保要配慮者向け賃 貸住宅の供給に関する事 項 4 その他目的達成のために必 要な事項に関する事 項	新宿区 都市計画部 住宅課	居住支援協議会の運営 (パンフレット作成、議事録作成等)	1 設立当初の課題 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅へ の受け入れについては、区内で、特に 単身高齢者に対して、賃貸人の拒否感 が強く、住み替え相談でも成約に至る事 例は少ない。 2 設立経緯 上記の課題に対応するためには、区と 関係団体で居住支援について、情報共 有と連携体制の強化が必要 3 協議会の設立 令和2年2月に設立	1 不動産業団体と協定を 結び、月8回区役所の窓 口に相談員の派遣を受け て、住み替え相談と不動 産取引相談を実施する。 2 不動産業団体と協定を 結び、団体に属する不動 産店の中から住み替え促 進協力店を指定し、円滑 な入居を支援する。	新宿区(住宅部局)の事 業:住宅相談事業 居住支援協議会の事業: なし	区のホームページ、広報 紙、くらしのガイド、住宅カ イド等に掲載。案内チラシ を窓口で配布。	窓口での住宅相談は予約 制のため、お急ぎの方や 区役所まで来れない方 には住み替え促進協力店(1 47店)を案内している。
文京区 居住支援協議会 2017年7月	福祉部長 福祉部 福祉政策課長 高齢福祉課長 障害福祉課長 生活福祉課長 子ども家庭部 子育て支援課長 都市計画部 住環境課長 建築指導課長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会文京区支 部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部豊島 文京支部	(一財)高齢者住宅財団 (社福)文京区社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (一社)賃貸保証機構 文京区民生委員・児童 委員協議会 文京区障害者基幹相談 支援センター 地域包括支援センター	(一財)高齢者住宅財団 (社福)文京区社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (一社)賃貸保証機構 文京区民生委員・児童 委員協議会 文京区障害者基幹相談 支援センター 地域包括支援センター	東京都	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況 及び民間賃貸住宅の市場動向 についての情報の共有に 関すること 2 住宅確保要配慮者の円滑 な入居及び安心居住の支援に 関すること 3 関係機関の連携に関す ること 4 その他区長が必要であると 認められた事項	文京区 福祉部 福祉政策課 福祉住宅係	・居住支援協議会開催に伴う委員謝礼 ・居住支援協議会開催に伴う会議録の 委託 ・居住支援協議会開催に伴う食糧費	・行政、不動産関係団体、居住支援団 体等が連携し、住宅確保要配慮の民間 賃貸住宅への円滑な入居を促進するた めの情報等を関係者間で共有する。 ・それぞれ連携を図りながら高齢者等 の住宅に対する課題を整理し、今後の方 向性について協議し、さらなる支援や事 業等を推進していく。	-	-	-	-
台東区 居住支援協議会 2019年1月	福祉部長 都市づくり部長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会台東区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部城東 第二支部	台東区民生委員・児童委 員協議会 (一社)賃貸保証機構 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (社福)台東区社会福祉 協議会	台東区民生委員・児童委 員協議会 (一社)賃貸保証機構 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (社福)台東区社会福祉 協議会	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況 及び民間賃貸住宅の市場動向 についての情報の共有並びに 普及啓発活動に関する事項 2 住宅確保要配慮者の円滑 な民間賃貸住宅への入居及び 地域継続居住の支援並びに貸 主及び民間賃貸住宅を管理す る事業者を行う者への不安軽減 等のための支援に関する事 項 3 住宅確保要配慮者に関 する各関係機関の連携に関する 事項 4 その他、設置に関し必要な 事項	台東区 都市づくり部 住宅課 居住支援担当	・居住支援協議会、同専門部会の開催 ・住宅確保要配慮者向けの入居相談	・設立前から、住宅確保要配慮者の支 援は区の各部署で行っていたが、住宅 の確保が難しく、福祉関係部署や各種 団体等と連携し、支援を行う必要がある ため、協議会を設置した。 ・庁内及び外部団体との連携強化、ネッ トワーク構築が今後の課題。 ・住宅確保要配慮者向けの物件確保が 課題。	・常設の相談窓口を区役 所に設置。 ・区内の不動産関係団体 と連携し、住まい探しの相 談ができる体制を構築。 ・案内チラシを関係機関 (高齢者施設、福祉施設 等窓口)に配布し備え付 け。	・区ホームページ及び区 広報紙への掲載。 ・案内チラシを関係機関 (高齢者施設、福祉施設 等窓口)に配布し備え付 け。	・住まい探しの相談があ った場合に、区内の協力不 動産店に物件を照会。該 当する物件が見つかった 場合に、相談者に紹介。	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和3年5月調査時点)

資料8

協議会名 設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など)に おける活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、 生活相談を含めた総合相談窓口の実施について			
	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理 する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資す る活動を行う者、学識経 験者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数など について
江東区 居住支援協議会 2011年9月	東京都 (出席者:住宅政策本部住宅企 画部企画経理課住宅施策専 門課長) 福祉部長 福祉部 長寿応援課長 地域ケア推進課長 障害福祉部長 障害福祉部 障害者施策課 障害者支援課長 生活支援部長 生活支援部 保護第一課長 こども未来部長 こども未来部 こども家庭支援課長 都市整備部長 都市整備部 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建 物取引業協会江東区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部城東 第二支部	東京都住宅供給公社 UR都市機構	江東区社会福祉協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進及び居住の安定方策に関す ること。 2 住宅確保要配慮者又は民 間賃貸住宅の賃貸人に対する 情報の提供等の支援に関する こと。 3 住宅確保要配慮者向け賃 貸住宅の供給の促進に関す ること。 4 その他目的達成のために必 要な事業	江東区 都市整備部 住宅課	・「民間賃貸住宅空き室情報提供サー ビス」事業の実施 ・障害者への単身生活サポート事業の 実施	・事務局が必要性を鑑み体制構築を進 めたことがきっかけ。 ・江東区住宅マスタープラン(H22.3)に おいて形成を明示し、先進事例(愛知 県、福岡市)の調査研究、庁内調整会 議などを通じて検討。 ・従前の高齢者民間賃貸住宅あっせん 事業の実績が低迷していたことから、民 間事業者団体(宅建、全日)の協力も と、区役所内に住宅相談窓口を設置し、 官民連携によるあっせん実績増を目論 んだ。	江東区(住宅部局)の事 業:お部屋探しサポート事 業	・平成24年5月7日に(公 社)東京都宅地建物取引 業協会江東区支部、(公 社)全日本不動産協会東 京都本部城東第二支部と 協定を締結。各不動産団 体と連携し、区役所でお部 屋探しの相談会として毎 週火曜日実施。また、各団 体所属の不動産店で住ま い探しの相談をできる体制 を構築。 ※江東区協力不動産店登 録制度(登録数 46箇所、 令和3年4月末現在)	・区のホームページに掲載 ・定期的に発行する広報 紙で案内 ・案内チラシを窓口や不動 産店に配布し備え付け	・窓口や電話で問い合 わせがあった場合に、お部 屋探しの相談会や協力不 動産店を紹介。 ・地域の登録協力不動産 店をホームページで一覽 表を公開するとともに独自 マークを店頭に掲げ住 まいの相談ができる環境を 作っている。
品川区 居住支援協議会 2020年2月	都市環境部長 住宅課長 福祉計画課長 高齢者福祉課長 高齢者地域支援課長 障害者福祉課長 生活福祉課長 子ども育成課長 子育て応援課長 商業・ものづくり課長	-	(公社)東京都宅地建 物取引業協会品川区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部城南 支部	(一社)賃貸保証機構 (社福)品川区社会福祉 協議会 品川区民生委員協議会	-	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況 および民間賃貸住宅の市場動 向についての情報の共有に関 すること。 2 住宅確保要配慮者に対する 円滑な入居および安心して住 み続けられるための支援に関 すること。 3 関係機関の連携に関す ること。 4 その他区長が必要と認める 事項。	品川区 都市環境部 住宅課	・協議会運営支援として、課題整理や方 向性等の資料作成のほか、セミナー等 事業の周知資料作成等の委託を行う。 ・居住支援協議会の開催、セミナーの 開催 ・区内不動産団体と連携した住まいの 情報提供の仕組みづくりを行う。また、 情報提供によって要配慮者と賃貸借契 約が成立した場合に不動産事業者と賃 貸オーナーに対して協力金を支払う	・区内の住宅確保要配慮者の状況及び 課題の把握 ・具体的な支援メニューの策定 ・相談窓口の設置	-	-	-	
大田区 居住支援協議会 2019年9月	まちづくり推進部長 福祉部長 総務部 人権・男女平等推進課長 観光・国際都市部 国際都市・多文化共生推進 課長 福祉部 福祉管理課長 子ども生活応援担当課長 高齢福祉課副参事 障害福祉課長 蒲田地域福祉課長 自立支援促進担当課長 障がい者総合サポートセン ター次長 健康政策部 健康づくり課長 こども家庭部 子育て支援課長	(NPO)市民福祉団体 全国協議会	(公社)東京都宅地建 物取引業協会大田区支 部 (公社)全日本不動産協 会東京都本部城南支 部	(公社)全国賃貸住宅 経営者協会連合会	(一社)賃貸保証機構 (社福)有隣協会 (社福)大田区社会福祉 協議会 (株)大田まちづくり公社	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居及び 安心居住の支援に関する事 業。 2 貸主及び民間賃貸住宅を 管理する事業者を行う者への不 安軽減等のための支援に関す ること。 3 住宅確保要配慮者への居 住支援のための関係機関相互 の連携に関する事。 4 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の推 進を目的とする啓発活動に関 すること。 5 住宅確保要配慮者の状況 及び民間賃貸住宅市場に関す る情報等の共有に関する事。 6 その他設置目的を達成す るために必要な事項	大田区 まちづくり推進部 建築調整課 住宅担当 福祉部 福祉管理課 調整担当	住宅確保要配慮者向け居住支援施策 の冊子作成 住宅確保要配慮者向け相談対応(住宅 探しの支援や協力不動産店リスト等 の情報提供) 居住支援に関するセミナーの開催	【設立経緯】 設立前から高齢者など賃貸住宅への入 居が困難な住宅確保要配慮者の支援 を行っていたが、住宅セーフティネット法 の改正に伴い、関係団体等と連携し、住 宅確保要配慮者への支援体制を構築 することが求められたため設立すること となった。 【当初課題】 ・家主の不安を解消し、住宅確保要配 慮者の入居を可能にするための事業を 検討する(新たな見守りサービスの導入 など)。 【現在の課題】 ・家主、不動産事業者に対する啓発、協 力依頼および支援等のあり方について ・居住支援に係る住宅部局と福祉部局 の連携強化	住宅部局の事業:住宅確 保支援事業 (居住支援協議会に位置 付け) 福祉部局の事業:生活支 援付すまい確保事業(高 齢者世帯のみ)	令和元年度より、(株)大 田まちづくり公社に窓口業 務を委託し、常設の相談 窓口を区役所に設置 不動産関係団体と協定締 結し、団体所属の不動産 店で住まい探しの相談に 応じられる協力店のリス トを作成 ※大田区協力不動産店リ スト登録(登録数 66店 舗、令和3年4月末現在)	区のホームページに掲載 区内及び区設掲示板で案 内 冊子、ガイドブック、チラシ 等を窓口を設置するとと に構成員、不動産関係団 体、居住支援団体や関係 各課、民生委員、自治会 町会長等に配布している。	窓口で対象者の相談に応 じ助言を行うとともに、協力 不動産店リストの提供を 行っている。 協力不動産店の一覧表を ホームページで公開 協力不動産店ステッカー を店頭に掲げてもらい、 周知を図っている。
世田谷区 居住支援協議会 2017年3月	都市整備政策部長 保健福祉政策部長 都市整備政策部 居住支援課長 住宅管理課長 北沢保健福祉センター 生活支援課長 玉川保健福祉センター 保健福祉課長 碓保健福祉センター 健康づくり課長 子ども家庭支援課長 政策経営部 政策企画課長 保健福祉政策部 保健福祉政策課長 生活福祉課長 高齢福祉部 高齢福祉課長 介護予防・地域支援課長 障害福祉担当部 障害者地域生活課長 障害保健福祉課長 子ども・若者部 子ども家庭課長	-	(公社)東京都宅地建 物取引業協会世田谷 区支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部世田 谷支部	(NPO)日本地主家主 協会	(社福)世田谷区社会福 祉協議会 (一財)世田谷トラストま ちづくり 地域共生まちづくり 課	-	要綱	1 関係者(区役所内都市整備 領域および保健福祉領域関係 所管と不動産団体、居住支援 団体等)間での、住宅確保要配 慮者に関する不動産市場の動 き、住宅確保要配慮者の状況 やニーズ、居住支援に係る福 祉サービス等の情報共有 2 住まいの確保に関する課題 及び課題解決に向けた協議 3 支援策の工夫・見直しや、 地域、地区の関係者による住 宅確保要配慮者の入居成功例 の情報共有 4 住まいサポートセンター(既 存事業)と民間支援サービス団 体との連携を強化した居住支 援の取り組み	世田谷区 都市整備政策部 居住支援課 保健福祉政策部 保健福祉政策課 (一財)世田谷トラ ストまちづくり 地域共生まちづくり 課	・居住支援協議会セミナーの講師謝礼 費等 ・パンフレットの印刷 ・その他、会議費	居住者に自立した生活が必要だと考 える民間賃貸住宅業界と、住み慣れた地 域で継続した住まいを求める住宅確保 要配慮者を支える福祉関係者等の共通 理解が不十分である。 高齢者や障害者等が住み慣れた場所 で住まいを確保しづらいといった現状 や、家財整理等、大家が抱える不安要 素から空き室を所有しているにも関わら ず物件の提供を控えるといった課題の 共有。	(住宅部局の事業) 区の住まいサポートセン ター事業のうち、お部屋探 しサポートを実施	区の外郭団体である(一 財)世田谷トラストまちづ りに事業を委託。 不動産団体2団体と連携 し、区内の民間賃貸住宅 の空き室情報を提供する。 区内5ヶ所の地域で相談 窓口を展開。	区のホームページに掲 載、 区の広報紙で案内、 案内チラシを窓口で配布 備え付け	住まいサポートセンターに 問合せがあった際に、下 記の相談窓口開設日の午 後1~4時を案内・予約 ①居住支援課(本庁舎) 毎月毎週木曜日 ②各総合支所 毎月第1~第4火・金曜 日

都内居住支援協議会の状況一覧(令和3年5月調査時点)

資料8

協議会名 設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など)に おける活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、 生活相談を含めた総合相談窓口の実施について			
	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理 する事業者を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資す る活動を行う者、学識経 験者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数など について
中野区 居住支援協議会 2021年3月	都市基盤部 住宅課長 地域支えあい推進部 地域活動推進課長 地域包括ケア推進課長 アウトリーチ推進担当課長 健康福祉部 障害福祉課長 生活援護課長	ホームネット(株) (株)テップル (社福)中野区社会福祉協議会	(公社)東京都宅地建物取引業協会中野区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部	-	中野区民生児童委員協議会 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 地域生活支援センターせせらぎ	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び居住の安定確保の方策に関する事 2 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や民間賃貸住宅への入居促進に関する啓発活動に関する事 3 セーフティーネット制度の周知及びセーフティーネット住宅の普及促進に関する事 4 その他目的達成のために必要な事業の実施に関する事	中野区 都市基盤部 住宅課	・総会・勉強会等の会議運営、スムーズな運営実施のためのマニュアル作成 ・区民向けの定期合同相談会の実施、家主・不動産事業者向けの勉強会やセミナーの開催 ・タブレットを活用した情報連携 ・ホームページやチラシ作成等の広報活動	これまで住宅部門、福祉部門の情報共有の機会がなく、相互理解も進んでいなかったことから、それぞれの窓口で住み替え等の相談を受けても、十分な連携がとれず対応に苦慮したことが多かった。 今後は、協議会の活動を内・外に広くPRすることで、協議会を構成する各団体の意識も高め、それぞれの部門の相互理解と連携強化の促進を図って、適切な支援を行っていく。	居住支援協議会の事業：各構成団体の既存相談会を活用した、定期合同相談会事業	住宅確保要配慮者への入居支援を図るため、年4回程度、居住支援協議会の構成団体(住宅部局・福祉部局)が区民からの様々な相談を受ける機会を設ける。	・区報に掲載 ・案内チラシ、ポスターを窓口や構成団体、庁内関係各所に配布し備え付ける。	・窓口に関わらせがあった場合に、お住まいの近所の協力不動産店を紹介。 ・協力不動産店(164店)の一覧表をホームページで公開。 ・独自マークを協力不動産店頭及び構成団体窓口に貼付し住まいの相談ができる環境を作る予定。
杉並区 居住支援協議会 2016年11月	保健福祉部長 都市整備部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会杉並支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部中野・杉並支部	-	(公社)東京都不動産鑑定士協会 (社福)杉並区社会福祉協議会 (NPO)CBすぎなみプラス	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び居住の安定確保の方策に関する事 2 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関する事 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進のための空家等既存住宅ストックの利活用に関する事 4 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動に関する事 5 その他目的達成のために必要な事業の実施に関する事	杉並区 保健福祉部 管理課 庶務係 都市整備部 住宅課 管理係	・居住支援協議会運営 ・高齢者等アパートあっせん事業 仲介手数料助成 ・高齢者等入居支援事業費 家賃等債務保証料助成 見守りサービス 葬儀の実施 残存家財等撤去 ・高齢者等賃貸住宅改修助成事業 ・賃貸住宅供給促進事業(モデル事業)	住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要な措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与する。	居住支援協議会の事業	平成29年4月1日公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並支部、平成29年7月公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部と協定締結し、団体所属の不動産店に対して希望条件の物件の照会をできる体制を構築	・区及び区居住支援協議会のホームページに掲載 ・案内チラシを窓口に備え付け	区住宅課窓口で開庁時は常時相談を受け付け、窓口で申請があった場合に、協定締結団体に希望物件の条件を伝え、あっせんを依頼し、加盟不動産店にて条件合致した物件を紹介。
豊島区 居住支援協議会 2012年7月	都市整備部 住宅課 保健福祉部 福祉総務課 障害福祉課	会員ではないが、登録団体の6団体が居住支援法人の認定を受けている	(公社)東京都宅地建物取引業協会豊島支部 (公社)全日本不動産協会豊島文京支部	-	(学識経験者) 千葉大学名誉教授 (学識経験者) 日本女子大学家政学部 住居学科教授 (一社)東京都建築士事務所協会豊島支部 NPO法人としまNPO推進協議会 (社福)豊島区民社会福祉協議会地域相談支援課 株式会社 住宅・都市問題研究所	-	会則設置	第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 一 豊島区内の空き家・空き室・空き店舗等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供の促進に関する事 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定確保に関する事 三 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事 四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事 五 その他目的達成のために必要な事業	豊島区 都市整備部 住宅課 保健福祉部 福祉総務課 NPO法人としまNPO推進協議会 株式会社 住宅・都市問題研究所	1 居住支援サービス充実に向けた支援 2 としま居住支援バンク及びセーフティネット住宅の登録促進 3 普及啓発活動の推進 4 空き家・空き室の実態調査(日本女子大学 定行研究室委託業務) 5 居住支援団体の登録制度 6 家賃助成制度	【設立経緯】 住宅マスタープランの重点事業として、豊島区内の空き家等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供の促進を行うことを目的に設立された。 【課題】 居住支援バンクの登録が進んでいない。また、区の事業と重複している部分が多く、事業の整理が必要。 【方向性】 区ではできない居住支援協議会のネットワークを活用した活動(普及啓発活動や区内居住支援団体等との連携促進)などにシフトしていく必要がある。	居住支援協議会ではなく、豊島区として住まいに関する相談窓口を設けている。	区役所内福祉総務課に常設窓口を設置。 HPや広報で周知。	区役所に1箇所。	
北区 居住支援協議会 2019年3月	〈会長〉まちづくり部長 〈副会長〉健康福祉部長 ・健康福祉部 ・まちづくり部 ・子ども未来部	-	・(公社)東京都宅地建物取引業協会北支部 ・(公社)全日本不動産協会東京都本部城北支部	-	・北区民生委員児童委員協議会 ・(社福)北区社会福祉協議会 ・(NPO)ピアネット北 ・(NPO)北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 ・(NPO)学生支援ハウスようこそ ・(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関する事 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関する事 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関する事 4 その他目的を達成するために必要な事業	北区 まちづくり部 住宅課	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関する事 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関する事 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関する事 4 その他目的を達成するために必要な事業	・需要と供給のバランスを取りながら、現況を注視し、福祉部門と連携を図り居住支援に関する取組を進めていく必要がある。 ・居住支援に係る包括連携協定の締結を予定している。 ・高齢者等見守り・補償サービス初回登録料助成事業の開始を予定している。	-	-	-	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和3年5月調査時点)

資料8

協議会名 設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など)に おける活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、 生活相談を含めた総合相談窓口の実施について			
	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理 する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資す る活動を行う者、 <u>学識経 験者等</u>							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数など について
板橋区 居住支援協議会 2013年7月	福祉部 健康生きがい部 子ども家庭部 都市整備部	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会板橋区支 部  (公社)全日本不動産協 会 東京都本部城北支 部	(NPO)日本地主家主 協会  東京都住宅供給公社	板橋区町会連合会  板橋区民生・児童委員協 議会 (社福)板橋区社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (一社)賃貸保証機構	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間 賃貸住宅の賃貸人に対する 情報の提供等に関する事 項 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の 促進及び居住の安定の方 策に関する事 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の 促進に関する啓発活動等 住宅市場の環境整備に関 する事 4 その他目的達成のため に必要な事業	板橋区 都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係	・総会、実務者会議開催の 会長(学識経験者)謝礼 ・大家セミナー講師謝礼 ・大家セミナーチラシ作 製等 ・相談窓口運営のための 消耗品	立退きや保証人が見つから ない等の理由により、高 齢者等が同居を拒まれた り、居住を続けていくが 困難な状況がある等の課 題をふまへ、民間賃貸住 宅の有効活用を図りなが ら、各種団体の連携や協 働を通じて、高齢者等の 居住の安定・確保を図る。	①住宅政策課に於いて、 高齢者等世帯住宅情報 ネットワーク事業を実施。 区内協力不動産店に物 件の情報提供依頼を行 っている。 ②居住支援協議会窓口 として、住まいの相談 窓口【板橋りん住まいる ネット】を設置し、お困 りの状況にあった支援 サービスの提供を行っ ている。	常設の相談窓口を住宅 政策課にて実施	①区のHPに掲載 ②リーフレットを製 し関係部署に配布 ③関係部署が製 する冊子への掲載	区内協力不動産 店147店舗のリストを 作製し、窓口で配布 及びHPに掲載
練馬区 居住支援協議会 2019年4月	都市整備部長 環境課長 住宅課長 福祉部長 高齢施策担当部長 障害者施策推進課長 生活福祉課長 高齢者支援課長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会練馬区支 部  (公社)全日本不動産協 会 東京都本部練馬支 部	-	練馬区介護サービス事 業者連絡協議会  練馬区社会福祉協議 会 区立障害者地域生活支 援センター  地域包括支援センター	-	要綱	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居 促進策に関する事 2 関係機関の連携に関 する事 3 その他区長が必要と認 める事項	練馬区 都市整備部 住宅課 管理係	(1)住宅確保要配慮者の 民間賃貸住宅への円滑 な入居促進策に関する 検討  (2)関係機関の連携に 関する検討	<設立経緯> 設立の30年1月から不 動産団体等と情報交換 会を6回開催し諸課題 について協議を行い、協 議会設立に至った。  <課題> ・賃貸住宅物件所有者 に対する啓発、協力依 頼および補助制度等の あり方について ・居住支援法人に委託 して実施する伴走型支 援について	主に住まい確保支援事 業(空き室物件の情報 提供)への申込手続き の際に行うほか、随時 住宅課職員が行って いる。	区ホームページへの 掲載ほか、地域包括 支援センターなど要 配慮者が相談のため に利用する頻度が高 い施設に事業チラシを 設置している。	住宅課窓口ほか区内 4か所の総合福祉事務 所等(合計14窓口)	
足立区 居住支援協議会 2020年12月	副区長 福祉部長 地域包括ケア推進課 長 高齢福祉課長 都市建設部長 建築室長 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会足立区支 部 (公社)全日本不動産 協会 東京都本部城東 第一支部	-	足立区介護サービス事 業者連絡協議会 足立区民生・児童委員 協議会 (社福)足立区社会福祉 協議会	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状 況及び民間賃貸住宅市 場に関する事 2 住宅確保要配慮者の 民間賃貸住宅への円滑 な入居促進策に関す る事 3 関係機関の連携に関 する事 4 その他設置目的を達 成するために必要な 事項。	足立区 都市建設部 建築室 住宅課 住宅計画係	(1)住宅確保要配慮者の 民間賃貸住宅への円滑 な入居促進策に関する 検討  (2)お部屋さがしサポ ート事業内容の検討	【課題】 設立以前から住宅あ せん事業を行っていた が、住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅へ の円滑な入居促進と しては成約率が低く、 成果を表すことがで きなかった。  【設立経緯】 上記課題を解決する ため関係団体等と連 携し、情報共有や意 見を取り入れた施策 を立ち上げるため設 立。  【方向性】 まずは相談者が抱え ている問題を把握し 、その解決から入居 までの寄り添ったサ ポートを行い、入居 後も見守りや相談等 に応じ家主等の不安 解消を目指す。	足立区(住宅部署、福 祉部署)の事業;お 部屋さがしサポート 事業	東京都宅地建物取引 業協会、全日本不動 産協会や福祉部署 と連携し、月に2回 お部屋さがしサポ ート事業を実施。 令和3年4月12日に 不動産団体、保証 会社と足立区にお ける居住支援の連 携に関する協定を 締結し、住まいの 相談できる体制 を構築。	区のホームページに 掲載案内チラシを 窓口や関係部署 に配布	足立区役所中央館 4階住宅課
葛飾区 居住支援協議会 2019年6月	都市整備部 調整課長 住環境整備課長 危機管理課長 福祉部 福祉管理課長 高齢者支援課長 地域包括ケア担当 課長 障害福祉課長 子育て支援部 子育て支援課長	東京都の指定を受け た居住支援法人 1法 人	(公社)東京都宅地建物 取引業協会葛飾区支 部  (公社)全日本不動産協 会 東京都本部城東第 一支部	-	(社)葛飾区社会福祉協 議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入 居の促進及び居住の 安定の方策に関する 事 2 住宅確保要配慮者 又は民間賃貸住宅の 賃貸人に対する情報 の提供等の支援に関 する事 3 住宅確保要配慮者 向け賃貸住宅の供給 に関する事 4 その他目的達成 のため必要な事項 に関する事	葛飾区 都市整備部 住環境整備課	・住み替え相談窓口 の設置	住宅確保要配慮者に 民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進 や、対応する住宅 の供給の促進等に 関する事項について 協議することで、 区の福祉の向上と 豊かに住みやすい 地域づくりに貢献 する必要がある ため設立	・常設の住み替え 相談窓口を設置 ・あしん民間賃貸 住宅補助料助成 ・家賃債務保証料 助成と連携	・区のホームページ に掲載 ・広報誌 ・案内チラシを 窓口にて配布	・協力不動産店を 募集し、名簿の 作成を予定(各 不動産団体の 会員を対象)	
江戸川区 居住支援協議会 2018年7月	福祉部 子ども家庭部 健康部	ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建物 取引業協会江戸川 区支部  (公社)全日本不動 産協会 東京都本部 江戸川支部	-	(社)江戸川区社会福祉 協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な 入居の促進及び居 住の安定の方策に 関する事 2 住宅確保要配慮 者又は民間賃貸住 宅の賃貸人に対 する情報の提供 等の支援に関す る事 3 住宅確保要配慮 者向け賃貸住宅 の供給に関する 事 4 その他目的達 成のために必要 な事項に関する 事	江戸川区 福祉部 福祉推進課	・要配慮者向け 賃貸住宅相談会 を年4回実施 ・SN制度普及 啓発を目的とし た、賃貸住宅 オーナー向けセ ミナーを年2回 実施	・区内、外部団体 との連携強化 ・空き家、空き 室の解消 ・住宅確保要 配慮者の居住 支援については 、設立前から、 区のそれぞれの 部署で取組み を行ってきた が、区内、外 部団体と連携 し、居住支援 策の拡充を図 るため、居住 支援協議会を 設立 ・SN制度の周 知が不足して いるのでさら なる普及、啓 発が必要であ る	熟年者に親切 な店協議会; (公社)東京 都宅地建物取 引業協会江戸 川区支部	協力不動産とし て「熟年者に 親切な店」の 登録をしてく らう。	・区役所窓口 での案内 ・宅建江戸川 支部HPでの 案内  ・登録協力不 動産店にて 独自マークを 店頭に掲示 し住まいの 相談できる 環境を作っ ている。	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和3年5月調査時点)

資料8

協議会名 設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など)に おける活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、 生活相談を含めた総合相談窓口の実施について			
	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理 する事業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経 験者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数など について
八王子市 居住支援協議会 2016年2月	まちなみ整備部長 市民活動推進部長 福祉部生活福祉担当部長 まちなみ整備部 住宅政策課長 福祉部 生活自立支援課長	-	(公社) 東京都宅地建物取引 業協会 八王子支部  (公社) 全日本不動産協会東 京都本部多摩南支部	-	(一財) 八王子市まちづくり公社  (社福) 八王子市社会福祉協 議会  八王子市民生委員児童 委員協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する こと。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する こと。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する こと。 4 その他目的達成のために必要な 事業	八王子市 まちなみ整備部 居住支援協議会担 当	1. 住宅セーフティネット住宅確保要 配慮者向け住宅登録の促進  住宅確保要配慮者の入居を拒まない 賃貸住宅の登録を普及拡大する  2. 居住支援協力店の登録 及び公開  協議会の趣旨に賛同し、協議会及 び協議会会員と連携し住宅確保要配 慮者に対し適切な支援を行う不動産を 「居住支援協力店」として登録及びホ ームページに公開する。さらに居住支援 協力店ステッカーを登録店店頭に表示  3. 住宅確保に関する相談対応  ①住宅確保相談会の開催 ②事務局及び居住支援協力店を窓口 とし、相談に訪れた住宅確保要配慮者 に対しセーフティネット住宅及び居住 支援サービス等の情報提供及びマッ チングを行う。  ・その他事務費	設立経緯 市営住宅の応募倍率が高い水準で推 移していることや、高齢者人口、障害者 人口の増加、子育て世帯の増加等の状 況があるなかで、市において住宅確保 要配慮者に対して情報提供等支援をし ていく場がなかった。以上の課題を解決 するため、不動産関係団体等の協力が 得られたため設立の運びとなった。  設立当初の課題 「あんしん住宅」、「居住支援協力店」の 登録数が少ない。	居住支援協議会	1 「居住支援協力店」の 登録: 協議会の趣旨に賛同し、 協議会と連携し住宅確保 要配慮者の相談に応じる 不動産を「居住支援協 力店」として登録・公開 ※居住支援協力店登録事 業(登録数30箇所 令和 3年3月末現在)  2 住居確保相談会の開 催: 居住支援協力店、福祉部 局と連携し、休日に相談 会を実施 ※令和2年度は2回実施	市のホームページ、広報 に掲載	居住支援協力店として登 録している不動産店(30 店)をホームページで公開 するとともに、独自のマー クを店頭に掲げ住まいの 相談がしやすい環境を 作っている。 また、事務局窓口に関 わりあつた場合にお いても、住まいの場所等 の実情に合わせて協力不 動産店を紹介している。
府中市 居住支援協議会	都市整備部 住宅課 建築指導課 福祉保健部 地域福祉推進課 生活支援課 高齢者支援課 介護保険課 障害者福祉課 子ども家庭部 子育て応援課	ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建 物取引業協会  (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩中 央支部	-	(社福)府中市社会福祉 協議会  (一社)東京都建築士事 務所協会南支部  府中市民生委員児童委 員協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する こと。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する こと。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する こと。 4 その他目的達成のために必要な 事項に関する こと。	府中市 都市整備部 住宅課	・住まい相談窓口の設置(住宅課に常 設) ・不動産事業者協力店の確保	・設立前は市の各部署で住宅確保要配 慮者の居住支援をしていたが、庁内と外 部団体と連携をし更なる支援を行うため 居住支援協議会を設立。 ・設立当初の令和2年7月から、住宅課 に住まい相談窓口を設置し相談を受け ていたが、相談者の多くが住宅だけでは なく福祉の問題も抱えており、住宅課 だけでは対応できない事例が増えてき ていたため、今後そういった方々に対 応できるように窓口体制の構築をしてい く予定。	府中市居住支援協議会の 事業:住宅セーフティネット 住まい相談事業	・常設の相談窓口を住宅 課に設置 ・府中市協力店設置制度 (登録数 15箇所、令和3 年5月14日現在)	・市のホームページに掲載 ・案内チラシを福祉部に 設置	・市内の登録協力不動産 店15店をホームページで 一覧にして公開している。
調布市 居住支援協議会 2015年12月	都市整備部 住宅課長 子ども生活部 子ども政策課長 子ども家庭課長 福祉健康部 生活福祉課長 高齢者支援室長 障害福祉課長	(公財)日本賃貸住宅 管理協会東京都支部	(公社)東京都宅地建 物取引業協会  (公社)全日本不動産協 会 東京都本部	東京都住宅供給公 社	(NPO)日本地主家主協 会  (社福)調布市社会福祉 協議会  調布市地域包括支援セ ンター 調布市民生児童委員協 議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する 事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する 事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する 事業 4 その他目的達成のために必要な 事業	調布市 都市整備部 住宅課	・仲介支援料の助成4件 ・債務保証料の助成3件 ・調布市すまいぬくもり相談室(住宅確 保要配慮者相談窓口の開設)毎週木曜 日、3組限定 ・居住支援に係る居住支援団体との講 演、活動事例発表等のセミナー開催 (不動産関係者及びオーナー向)	・当初多摩地区の自治体では協議会を 設置していなかったため、設立にあたり 協議会の実態の把握が困難であった。 また、設立当初は施策の対象を高齢者 に絞っていたが、協議を進める中で障 害者やひとり親世帯についても一定 の連携が必要となった。 ・市の基本計画に居住支援に向けた取 組みを進めることを明記しており、住宅 マスタープランの中で居住支援協議会 の設置を明記している。また、公営住宅 を新築、増築することは財政上厳しい 状況であるため、既存の民間賃貸住宅 への円滑な入居支援の仕組みの構築が 必要となり、協議会の設置に至る。	・調布市住宅確保要配 慮者相談窓口設置事業 ・調布市居住支援協議会 (すまいサポート調布)協力 不動産店制度	・住まいぬくもり相談室(居 住支援協議会構成員:日 本地主家主協会)の相 談員による相談を事前予 約により毎週木曜日、3組限 定で実施 ・住まいぬくもり相談室に おいて民間賃貸住宅の あっせんを必要とする方 に対して物件の紹介 ・入居を促進する助成事 業(民間賃貸住宅家賃等 債務保証支援事業及び民 間賃貸住宅仲介支援事 業)等に協力	・市のホームページに掲載 ([「住まいぬくもり相談室」 のパンフレット、協力不 動産店リスト一覽) ・市役所窓口でパンフレ ット配架	・事前予約の上、市役所 内相談室で相談対応 ・協力不動産店27店舗(令 和3年5月現在)
町田市 居住支援協議会 2019年5月	地域福祉部 生活支援課長 障がい福祉課長 いきいき生活部 高齢者福祉課長 子ども生活部 子ども総務課長 都市づくり部 住宅課長	(社福)悠々会	(公社) 東京都宅地建物取引 業協会 町田支部  (公社) 全日本不動産協会東 京都本部町田支部	-	(社福)町田市社会福祉 協議会  (公社)町田市シルバ ー人材センター	-	要領設置	1 住宅確保要配慮者の状況 及び民間賃貸住宅の市場動向 についての情報の共有に関 すること 2 住宅確保要配慮者の円滑 な入居及び安心して住み続 けるための支援に関する こと 3 関係機関の連携に関 すること 4 その他市長が必要であると 認めた事項	町田市 都市づくり部 住宅課	・居住支援協議会の開催 ・居住支援にかかる相談窓口の設置	・不動産関係団体、居住支援関係 団体と行政が連携し、住宅確保要配 慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居 を促進するために、情報共有を行う ために、町田市居住支援協議会を 設立した。  ・2021年度に策定する(仮称)都市 づくりのマスタープラン(住宅 マスタープランを含む)及び(仮 称)地域ホットプラン(地域 福祉計画を含む)に居住支援に 向けた取組みを進めることを 明記する。  ・2021年度から設置した相談 窓口の状況を精査し、成果 や課題等の分析を行う。	町田市居住支援協議会: 居住支援相談窓口事業	常設の窓口を構成員であ る社会福祉法人に設置 ・案内チラシを市の施設 や構成員の窓口	・市のホームページに掲載 ・案内チラシを市の施設 や構成員の窓口	窓口に関わりあつた場 合に、必要に応じて構 成員である不動産団 体を紹介

都内居住支援協議会の状況一覧(令和3年5月調査時点)

資料8

協議会名 設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など)に おける活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、 生活相談を含めた総合相談窓口の実施について			
	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理 する事業者を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資す る活動を行う者、学識経 験者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数など について
日野市 居住支援協議会 2017年3月	健康福祉部長 まちづくり部長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会南多摩支 部  (公社)全日本不動産協 会多摩南支部	(NPO)日本地主家主 協会  (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	(社福)日野市社会 福祉協議会  日野市地域包括 支援センター代表  学識経験者 東洋大学ライフデザイン 学部教授	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間 賃貸住宅の賃貸人に対する 情報の提供等の支援に関する 事業 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進及び居住の安定方策に関す る事業 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進に関する啓発活動等住宅市 場の環境整備に関する事業 4 前3号に掲げるもののほか、 目的達成のために必要な事業	日野市 まちづくり部 都市計画課	・相談窓口の設置 毎週木曜日に要配慮者向け相談窓口として「あしん住まいる日野」を設置し、要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確保を行うことや、本人の状況に合わせた生活支援を行う。 <相談期間> 令和3年4月1日から令和3年3月31日までの毎週木曜日(祝日除く) <相談時間> 指定する時間で1日4回、個別相談を行う。 ・見守り機器設置補助金 ハローライトを設置する不動産事業者等に対し20千円を上限に助成を行う。	・住宅に困窮している住宅確保要配慮者数及び課題の把握 ・不動産協会及び福祉事業者との連携方法	居住支援協議会としての 事業	毎週木曜日の午後に相談 窓口を市役所に設置	市のホームページに掲載 定期的に発行する広報紙で案内 案内チラシを窓口や構成 員、不動産店に配布し備 え付け  福祉関係者(ケアマネ、民 生委員など)に対して訪 問、説明を実施	原則相談窓口で受け付け
狛江市 居住支援協議会 2019年5月	福祉政策課長 福祉相談課長 高齢障がい課長 子ども政策課長 まちづくり推進課長	(公社)日本賃貸住宅 管理協会東京支部	(公社)東京都宅地建物 取引業協会調布狛 江支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部多摩 東支部	(NPO)日本地主家主 協会 (独法)都市再生機構 東京都住宅供給公社	狛江市地域包括支援セン ター 狛江市社会福祉協議会 狛江市民生委員・児童委 員協議会 狛江市町会・自治会連合 会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間 賃貸住宅の賃貸人に対する 情報の提供等の支援に関す ること。 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進及び居住の安定方策に関す ること。 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進に関する啓発活動等住宅市 場の環境整備に関する事業 4 その他目的達成のために必 要な事業	狛江市 都市建設部 まちづくり推進課  福祉保健部 福祉政策課	【住まい探しの相談窓口】 毎月第1火曜日に要配慮者向け相談窓 口を設置し、要配慮者の相談を受け付 け、不動産協力店を通じて転居先の確 保を行うことや、本人の状況に合わせた 相談を行う。 <相談期間> 令和3年度中の毎月第 1火曜日 <相談時間> 毎月第1火曜日の ①10時から10時50②11時から11時50分 の2回	・住宅確保要配慮者が自力では適切な 住宅を確保することが困難であること や、賃貸人が近隣トラブルや孤独死など の不安により賃貸物件に対する入居を ためらう場面が生じている。狛江市にお いては、市・不動産関係団体・居住支援 団体等が連携し、住宅確保要配慮者及 び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対 し、支援を実施する組織として住宅セー プティネットに基づき設立する運びとな った。 ・構成団体の連携のもとで取組みを協 議・調整し、居住支援の実施につなげる ことを目的とする。	住まい探しの相談は、狛 江市居住支援協議会が (NPO)日本地主家主協 会に委託して実施してい る。事業実施主体は狛 江市居住支援協議会。	業務委託締結先の(NPO) 日本地主家主協会が市役 所にて月に1回の相談を 実施(2件)、相談の事前 受付は福祉担当部署にて 行う。	市報に定期的に掲載	相談については、業務委 託締結先の(NPO)日本 地主家主協会が請け負っ ており、また、紹介物件は協 会を窓口として紹介してい る。
多摩市居住支援協 議会 2017年5月	都市整備部長 健康福祉部長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会南多摩 支部  (公社)全日本不動産 協会東京都本部多摩 南支部	(独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(社福)多摩市社会福祉 協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間 賃貸住宅及び公的賃貸住宅 の賃貸人に対する情報の提供 等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅又は公的賃貸住宅へ の円滑な入居の促進及び居住 の安定方策に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進に関する啓発活動及び民間 賃貸住宅又は公的賃貸住宅 からの物件提供促進のための 環境整備に関する事業 4 その他目的達成のために必 要な事項に関する事業	多摩市 都市整備部 都市計画課 住宅担当  健康福祉部 福祉総務課	・居住支援相談窓口の運営を、委託 により実施 ・家主・不動産事業者・福祉関係団体・ 居住支援法人を対象に住宅セーフティ ネット制度の普及啓発、住宅確保要配 慮者の受入れに関する理解を深めるた めのセミナー開催 ・居住支援の必要性や本協議会の設立 や取組み内容などを掲載した啓発用パ ンフレットを作成 ・多摩市社会福祉協議会が実施する相 談事業において、住宅確保要配慮者の 希望がある場合に、不動産管理関係団 体等より相談員を派遣する。	【設立経緯】 ・第三次住宅マスタープランにて、ストック を活用した住替え支援として、(仮称) 住替え・居住支援協議会設立が重点施 策として位置づけられた。また、住宅 セーフティネット法による住宅確保要配 慮者への配慮が必須であることから、居 住支援協議会の機能と併せることとな った。 令和3年度より会則制の任意団体に移 行した。 【当初課題】 ・準備会で協議された会則及び要綱の 整理 ・住替え支援の具体的内容。 ・住替えと居住支援の考え方の整理。 ・今後の事務局運営について、事務局 は市が担当し、将来的に協議会を任意 の団体へ移行又は引き続き市の設置機 関として事業運営するか協議会の検討 事項とした。 【現在の課題】 ・各業界からの会への参加 ・必要な事業の選定	居住支援協議会の事業 (市予算)：多摩市居住支 援相談窓口	駅前の建物内に1か所常 設。必要に応じて生活困 窮者自立支援事業の相談 窓口と連携し、総合的な支 援を実施。	市広報紙に定期掲載。 市ホームページに掲載。	常設の窓口のほか、社会 福祉協議会が実施する福 祉相談の場に、希望により 相談員を派遣する(市内コ ミュニティセンター)。
西東京市 居住支援協議会 2020年7月	まちづくり部 住宅課 健康福祉部 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 生活文化スポーツ部 文化振興課 協働コミュニティ課	ホームネット(株) (一社)ささえる手	(公社)東京都宅地建物 取引業協会北多摩支 部  (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩北 支部	(一社)賃貸保証機構	東洋大学ライフデザイン 学部教授  (社)西東京市社会福祉 協議会	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者又は民間 賃貸住宅の賃貸人に対する 情報の提供等に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居及び 居住の安定確保の支援に関す ること。 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居を促 進するための普及啓発に関す ること。 4 関係機関の連携に関す ること。 5 その他市長が必要と認める 事項に関する事業	西東京市 まちづくり部 住宅課	・居住支援協議会運営 ・住宅確保要配慮者の物件探し (同行支援、居住支援、家主交渉) ・居住支援セミナーの実施 ・普及啓発動画制作の実施 ・住宅確保要配慮者への助成金交付	【設立経緯】 住宅だけの問題に止まらず、日常の生 活支援も必要とする世帯が多く存在す ることから、住宅の確保と生活サポートを 複合的に網羅することができる組織体の 必要性を認識し、様々な団体等と情報 連携等を行う居住支援協議会を設置し た。 【現在の課題】 市内に多く存在する空き家を活用す るための方法を検討している。	西東京市まちづくり部住宅 課	住宅探しの申請時等に職 員が事情等を聞き取りしま す。(都営住宅の相談も含 む)	日を決めて実施するわけ ではない(常設)。 チラシ・市報・HP	1箇所(住宅課のみ)